

6-2. 仕事中にケガをしたら労災で補償される

Q：どうなる？こんなトラブル！

配達のアルバイトをしているのですが、配達中転んでしまい、足を骨折しました。治るまで仕事ができず、収入がなくなってしまい困っています。

A：これがルール！

仕事中のケガについては、労災保険で、無料の治療や、働けなかった分の給料の約8割相当の保険給付などを受けられます。

労災保険は、アルバイトや日雇いの方も含め、どのような雇用形態であっても、労働者であれば適用され、保険料は全額使用者が負担します。

■労災保険とは？

労災保険は、労働者が仕事の上で怪我をしたり病気にかかったり、死亡したとき（業務災害）、また、通勤の途中で事故などにあつてけがをしたときや死亡したとき（通勤災害）に、国が事業主に代わって、必要な給付を行う保険です。

パートや日雇いなどの雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇用していれば加入が義務付けられ、保険料は全額使用者が負担します。使用者が加入手続きを怠っている場合でも、労災保険から保険給付を受けることができます。

この保険は、事業主や労働者の意思にかかわらず、また保険料を納付しているか否かにかかわらず、強制的に加入する制度となっています。

ですから、「うちは労災に入っていない」ということはありません。このようなケースは、事業主が本来支払うべき保険料を納付していないというだけですから、過去の保険料の不払いについて事業主が責任を負うことはありますが、労働者は労働基準監督署で手続きをとれば、通常どおり保険からの給付を受けられます。

■業務災害にあたるかどうかの判断

「勤め先が労災を認めない」といわれることがありますが、労災にあたるかどうかは労働基準監督署長が判断するのであって、使用者が決めることではありません。

申請時に、勤め先も労災と認めていると事後の手続きがスムーズになりますが、勤め先が証明を拒否しても、申請後に、労働基準監督署が事情を確認して判断します。

そして、業務災害として労災認定をするには、次の2つの要件を満たす必要があります。

① 業務遂行性

労働者が労働契約に基づいた事業主の支配下にある状態（作業中だけでなく、作業の準備行為・後始末行為、休憩時間中、出張中などの場合にも「業務」とみなします）において、発生した負傷・疾病などであること。

② 業務起因性

業務と傷病などとの間に一定の因果関係が存在すること。

業務が原因で発症した疾病であるかどうかの判断が難しいものもあるので、業務上の疾病（職業病）の範囲は法令の定めに基づき判断されています。

■ 仕事上の病気やケガについて受けられる補償

治療にかかる費用は、労災保険から支給されます。

病院の窓口で、仕事上のけがであることを伝えた上で、治療を受けてください。治療を受けた病院が労災指定病院なら、病院から労働基準監督署に直接、治療費の請求が行われるので、窓口での支払いは不要です。労災指定病院でなければ、いったん全額を負担した後、領収証などを添付して労働基準監督署に費用償還の手続きをします。

労災保険の手続きは勤め先で行うケースが多いと思いますが、本来、労災保険の請求手続きは、労働者本人またはその遺族が労働基準監督署に対して請求するものから、勤め先を通さずに労働者本人が労働基準監督署に行き、申請手続きをすることもできます。

また、休業補償として、働けなかった日数分の給料の約 8 割が支給されます。

ただし、働けなくなった日から 4 日目以降の休業が支給の対象で、最初の 3 日間の休業については、勤め先が平均賃金の 6 割を補償することになっています。

労災保険による給付を受ける権利は、原則として、業務や通勤による事故によって治療を受けた日や休んだ日から 2 年間（後遺障害や死亡の場合の給付については 5 年間となる場合もあります）以内に請求しないと、時効で消滅してしまうので注意してください。